

# 議案参考資料

[令和4年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係(担当)]

人材育成課 人事給与担当

## 議案名

議案第62号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

定年引上げに伴い、60歳を超える職員の給与等に関する特例を定めるとともに、国及び群馬県に準じて、給与改定を行うため、所要の改正を行おうとするものです。

## 概要

### ○定年引上げについて

- ・60歳を超える職員の給料については、当分の間、60歳時の7割の水準とします。
- ・管理監督職については、役職定年による降任後、さらに上記の措置の適用を受けることから、降任前の給料月額を7割の水準になるように管理監督職勤務上限年齢調整額(※)を支給します。

※「降任前の7割措置の額」と「降任後の7割措置の額」の差額を支給するもの

(施行期日：令和5年4月1日)

### ○給与改定について

- ・給料表の給料月額を平均0.3%引き上げます。〔令和4年4月1日から適用〕
- ・勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げます。(期末手当及び勤勉手当の年間支給月数4.3月⇒4.4月)〔令和4年12月1日から適用〕

(施行期日：公布の日)

## 背景・経過

### ○定年引上げについて

地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として、各地方公共団体において条例で定めるものとされています。国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員の定年も60歳から65歳まで段階的に引き上げることとなりました。

### ○給与改定について

国においては、令和4年8月8日に人事院勧告が行われ、これを実施する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が第210回国会(臨時会)に提出され、令和4年11月11日に可決されました。